

戦争財政の後始末

——インフレ，財産税，戦時補償債務，国債負担の顛末——

関野満夫

はじめに

1. 敗戦直後の財政認識とインフレ
 - 1) 大蔵省の財政認識
 - 2) 敗戦直後のインフレ
 2. 財産税構想の登場
 - 1) 大蔵省の財政再建構想
 - 2) 財産税，財産増加税の構想
 3. 財産税構想の変化と実施
 - 1) 財産税，戦時補償債務をめぐって
 - 2) 財産税と戦時補償特別税の実施
 4. 戦後インフレの高進と国債問題・国民負担
 - 1) 戦後インフレの高進
 - 2) 国債負担問題の解消
 - 3) インフレ下の国民負担
- おわりに

はじめに

敗戦後の日本財政には、1408億円の国債残高（1945年度末）と様々な政府補償債務を合計すると約2000億円もの政府債務が残されていた。敗戦後のインフレ、生産崩壊、経済混乱の中で日本財政は戦争財政の後始末としてこの政府債務処理の問題に直面した。大蔵省が当初構想していたのは一回限りの財産税と財産増加税（戦時利得税）による国債償却であった。しかし、1946年度に実現をみた財産税と戦時補償特別税の税収は、国債償却ではなく一般会計歳入補填に利用され、インフレをさらに促進することになってしまった。そして結果的には、戦後の激しいインフレによって戦時国債負担の問題は事実上解消されてしまったのである。同時に、この過程は国民にとっては、インフレ、食料・生活物資の絶対的不足、戦時中以上の増税負担による著しい生活困難の時代でもあった。本稿では、そうした戦争財政の後始末の経緯を、インフレ、財産税、戦時補償債務、国債負担の顛末を中心に解明していこう¹⁾。

1) 敗戦後の日本財政については、大蔵省財政史室編『昭和財政史 終戦から講和まで』全20巻が正史で

1. 敗戦直後の財政認識とインフレ

1) 大蔵省の財政認識

1945年8月15日、足かけ9年間にわたった日中戦争・アジア太平洋戦争が終結した。日本財政は戦争遂行のために膨大な戦時国債を発行しており、その残高は1944年度末で1076億円（GNP比144%）、1945年度末で1408億円に達していた²⁾。一方で、敗戦直後の日本経済は戦争・空襲による国土の荒廃、都市の破壊、生産力の崩壊だけでなく、戦時中から進行していたインフレや深刻な食料・物資の不足という問題にも直面していた。そうした中で日本財政は、連合国軍による占領統治の下で経済復興と財政再建に取り組むことになった。それでは、日本財政の責任省である大蔵省は敗戦直後の財政事情について当時どのように認識していたのであろうか。ここでは閣議での大蔵大臣の説明・報告を素材にして検討してみる。

まず、敗戦直後の1945年8月に行われた「昭和21年度予算編成ニ関スル件 大蔵大臣説明要旨」³⁾をみてみよう。敗戦決定直後とはいえ、制度上、大蔵省は例年どおり次年度予算編成を進める必要があった。そして閣議において大蔵大臣は昭和21年度予算編成方針の基調としての根本的構想を説明するが、そこでは整理すると次の4つの点が強調されていた。第1に、現下の難局において我国経済財政運営の課題は、社会経済の秩序を維持し、国民生活の安定を図り、国民経済を速やかに再建復興させることである。そのため、当面は食料増産、軍需産業の平和産業への転換、軍の復員・官民工具解雇等に伴う労務の円滑な配置、戦災復興、戦死者・傷痍軍人・戦災者に対する援護を強化する必要がある、と。

第2に、上記の戦後処理経費は今後相当増嵩するだけでなく、賠償・駐屯軍経費の負担等の対外関係に基づく国家負担の増加も必須であることである。

第3に、その一方で、戦災等による国民経済への深刻な打撃があり、国力の減耗と国民所得の減少によって、政府の財源調達は重大な影響を受けざるをえないことである。

第4に、それ故この際、財政については絶対的に緊縮方針を確立し、財政資金の放出によりイン

あり基礎資料も豊富である。本稿作成ではとくに、第5巻（歳計1）、第7巻（租税1）、第11巻（政府債務）、第12巻（金融1）、第17巻（資料1）、第19巻（統計）を利用している。また、敗戦後のインフレ、金融政策については、日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史』第5巻、第3章が参考になる。敗戦後の日本財政の通史としては鈴木武雄（1952、1956、1960a、1960b）が参照されるべきである。さらに、敗戦直後の日本財政の状況については、日本銀行調査局（1947）、武田隆夫（1949）、林栄夫（1958）第1部、経済企画庁編（1959）、加藤三郎（1976）、西村吉正編（1994）第1章が、戦後インフレについては、黒田昌裕（1993）、岡崎・吉川（1993）、原薫（1997）がある。

2) 日本の戦費調達と国債については、関野満夫（2019）、参照。

3) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、459-461ページ。

フレ傾向に拍車をかけることは絶対に避ける必要があることである。

戦争中の日本財政は膨大な戦費調達のために長期にわたって戦時国債の発行と増税という無理な財政運営を継続してきた。これに対して敗戦後の日本財政は、「戦争遂行ヲ前提トシテ居リマシタ 既往ノ経緯考方ヲ一切脱却シテ全ク構想ヲ新ニシテ出直ス必要ガアリマス⁴⁾」，というのである。と同時に、第一次世界大戦後ドイツのハイパー・インフレを例にだして、敗戦後日本での財政支出による悪性インフレの危険性について次のように述べていたことも注目される。「第一次欧州大戦後ニ於ケル独逸ノ破局的インフレノ原因ノ一ハ放漫ナル財政支出ニ在ツタコトハ疑ナイ事実デアリマシテ、而モ財政支出ヲ歴大ナラシメター因子ハ補助費、奨励費等ノ増加ニ在ツタノデアリマス。最近通貨増発ノ傾向ガ次第ニ醸成セラレ来ツテ居リマシタガ時局急変後ノ趨勢特ニ顯著ナルモノガアリマス。他国ノ例ニ顧ミル迄モナク悪性インフレ危険ハ戦時ヨリモ寧ロ戦後ニアリマス。現時ノ我国情勢ハ既ニ相当警戒ヲ要スルモノト認メザルヲ得ナイノデアリマス⁵⁾。」（下線は引用者）

次に、1945年10月16日付の「戦後財政ノ見透ニ付テ」という大蔵大臣の閣議報告をみてみよう。ここでは1946年度政府一般会計歳出歳入予算額も骨格予算として提示されているが、敗戦から2カ月を経て政府戦争債務概算や財政支出の必要額について、やや具体的な説明もされている。その大要は以下のとおりである⁶⁾。①46年度歳出予算額は152億円程度であり、45年度予算（289億円）に比べて137億円の減少となる。②減少する主な支出は臨時軍事費特別会計繰り入れなど直接的な戦争経費の減少（111億円）と、戦時産業向けの価格差補給金の減少（16億円）である。③反対に、利払い費は増加する。戦時国債および政府戦争債務に伴う政府特殊借入金の総額は2000億円を超え、そのための利払い費は増加して73億円以上になるという。国債以外の政府戦争債務の内訳見込みは、戦争保険の関係での損害保険中央会・生命保険中央会への損失補償（310億円）、工場・施設の疎開関係、沈船補償関係、軍需品納入の未払い等への負担（50億円）、等である。④歳出概算見込み額は152億円であるが、国債等の利払い費が73億円で歳出の半分近くを占めることになる。国債費を除いた一般経費は79億円である。⑤租税・印紙収入、専売益金等による普通歳入見込額は127億円であり、歳出見込み額152億円との差額25億円は赤字国債を発行する必要がある。

だがこれはあくまで1945年10月現在判明しうる概算見込みにすぎない。むしろ問題なのは、「今直チニ計数的ニハ明ラカニシ得ナイガ国庫ノ負担ニ帰スルコト明瞭ナル経費ヲ多額ニ予期シ置カネバナラナイノdeal」，と述べていることである。具体的に想定されている経費は、①連合国軍の駐屯費（直近3カ月で30億円）、②現地（戦地）支出での臨時軍事費の借入金処理の経費（580億円）、③連合国軍への実物賠償（金額未定）、④軍需企業に対する各種補償金（推定50億円）、加えて

4) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、460ページ。

5) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、460ページ。

6) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、469-471ページ。

軍需企業の休止廃止に伴う給与・退職金、解散手当金（618億円）、⑤戦時中の政府補償債務（事業債、金融債、興業銀行等の命令融資）の総額（240億円）の一部政府負担、等である⁷⁾。

このように今後の国庫負担額は巨額にのぼる。もちろん上記金額は一時に支払うものではないとしても、その財源を国債・借入金によって調達すれば、「毎年ノ利払額丈デモ百数十億円ニ上ルデアラウシ、我国財政ハ全ク破局的状態ニアルト云ツテモ然ルベキデアル」（下線は引用者）、と。そしてその上で次のようにいう。「今後戦災ノ復興、民生ノ安定等ノ趣旨ヲ以テ戦後処理ノ為相当経費ヲ所要スルコトト思ハレルガ右ノ如キ財政状況ニ於テハ漫然赤字公債ノ累積ヲ容認スルコトハ国民経済秩序維持ヲ困難ナラシムルモノト云フベク」、「斯クノ如キ我国財政事情ニ於テハ其ノ根本的整理建直ハ正ニ喫緊ノ要務デアリ之ガ対策ニ付テハ全ク革新的ナ方途ヲ講ズルコトガ必要デアリ」⁸⁾、（下線は引用者）と。つまり、敗戦後の破局的状態にある日本財政では、赤字国債への依存は許されず、「全く革新的方途」の検討が必要であることを示唆することになる。そしてこの革新的方途とは具体的に次節でみるように、一回限りの財産税・財産増加税として構想されていたのである。

2) 敗戦直後のインフレ

このように敗戦直後において日本財政は破局的状態にあった。それと同時に見逃せないのは戦時中に進行していたインフレが敗戦後においても継続し、むしろより深刻化していったことである。進行するインフレは戦後の財政運営や財政再建構想にも重大な影響を与えることになった。ここではさしあたり敗戦直後9カ月間（1945年8月～46年4月）でのインフレの進行と背景を概観しておこう⁹⁾。表1は卸売物価指数（1934～36年平均=1）の推移を示している。敗戦後の4カ月（45年8月～11月）で20.7%の上昇（年率換算で60%）であるが、さらに12月の1カ月だけで66%という異常な上昇になっている。結局、敗戦の8月から年末までに物価は約2倍に上昇しているのである。と同時に重要なのは、これは主要には政府公定価格を反映した物価水準にすぎないことである。敗戦後においても、戦時中と同様に、主要な物資・食料は配給制・公定価格で販売されていたが、その配給水準は絶対的に低くかつ不足していた。従って、多くの国民はその生存・生活を維持するためにいわゆる自由市場（闇市場）での購入が不可欠であった。そこで表2で東京（消費財）の自由物価（闇物価）指数の推移をみてみよう。45年10月～46年2月においては自由物価の水準が公定価格のほぼ30倍以上になっていたこと、そして自由物価指数（45年9月=100）も持続的に上昇して、46年2月には2倍になっていたことがわかる。

7) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、470-471ページ。

8) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、471ページ。

9) 敗戦直後のインフレ高進の経緯と背景については、『日本銀行百年史』第5巻、14-26ページ、鈴木武雄（1952）、117-149ページ、林栄夫（1958）、36-40ページ、参照。

表1 卸売物価指数（1934～36年平均 = 1）

年月	卸売物価指数	対前月上昇率（%）
1945年8月	3.360	-
9月	3.678	9.5
10月	3.774	2.6
11月	4.055	7.4
12月	6.748	66.4
1946年1月	7.986	17.6
2月	8.676	9.3
3月	11.95	37.7
4月	15.25	27.6

注) 日本銀行調べ。
出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計），42ページより作成。

表2 自由物価（闇物価）指数（東京・消費財）

年月	自由物価指数 (1945年9月 = 100)	自由物価 / 公定価格（倍）
1945年10月	92	28.7
11月	112	31.8
12月	128	29.7
1946年1月	170	36.1
2月	200	37.2
3月	196	21.8
4月	187	19.4

注) 日本銀行調べ。
出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計），64ページより作成。

このように敗戦直後の半年間で急激な物価上昇・インフレが発生した主要な原因は、敗戦後の混乱の中で国内生産力（供給水準）が著しく縮小している下で、市中の日銀券流通量が急速に増加して需要側の名目的購買力が膨張したことにある。まず前者の供給側の状況をみてみよう。国民食糧の基盤たる国内農産物生産指数（1933～35年 = 100）は45年59.7に落ち込んでいた¹⁰⁾。敗戦後は満州、朝鮮、台湾等からの食糧輸入も不可能になっており、国内での食料品の供給水準は著しく縮小していたのである。また46年の鉱工業生産指数（1934～36年平均 = 100）の月別推移をみると、46年

10) 1945年の個別の生産指数をみると米65.2、野菜88.5、果実63.1、畜産23.9（卵4.8）、等であった。また45年の国内生産高を42年（カッコ内）と比較すると米587万トン（1001万トン）、麦229万トン（321万トン）と6割の水準に低下していた。（『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計），81-82ページ、参照。）

表3 日本銀行の主要勘定 (100万円)

年月	貸出金	政府貸上金	国債及債券	発行銀行券
1945年 7月	23,458	-	6,339	28,456
8月	30,346	-	8,757	42,300
9月	23,626	-	12,051	41,426
10月	26,196	-	12,393	43,188
11月	29,581	-	16,245	47,748
12月	37,838	11,220	7,156	55,440
1946年 1月	40,956	11,450	7,423	58,565
2月	41,544	10,200	7,628	54,342
3月	28,649	5,300	3,046	23,322
4月	30,060	5,300	3,370	28,173

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 476-477ページより作成。

1月では総合指数(88品目)は25.8, 製造業(79品目)はわずかに16.9にすぎなかった¹¹⁾。

次に, 敗戦直後の日銀券増発の経緯をみてみよう。表3は日本銀行の主要勘定(1945年7月~46年4月)を示している。同表によれば次のことが指摘できる。①日銀券は45年7月末の284億円から45年12月末の554億円へと5カ月間で約2倍に増加している。とくに45年8月には1カ月で140億円も急増している。②日銀券増発の要因の一つは, 政府財政への資金供給の急増である。国債・債券と政府貸上金の合計額は, 45年7月末の63億円から45年12月末には183億円へと120億円も増加している。③日銀券増発のいま一つの要因は, 民間金融機関への貸出金の増加である。貸出金は45年8月だけで69億円(234億円→303億円)増加して, その後一旦は縮小するが, 45年9月末の236億円から45年12月末の378億円へと3カ月間で再び142億円も増加している。

敗戦直後に政府財政への資金供給が急増した主な原因は, 敗戦後数カ月に臨時軍事費の支払額が急増したことにある。表4は臨時軍事費特別会計の受払額の推移を示している。臨時軍事費特別会計の支払い超過額は, 戦時中の1945年1~7月には毎月20億円程度であったが, 敗戦後の8月は48億円, 9月には146億円へと急増している。結局8~11月の4カ月で支払い超過額は265億円にも達している。これは, 軍隊解散による軍人・兵士への給与・退職金の支払いだけでなく, 発注した軍需企業へのいわば契約打ち切りによる損失補償金等の支払いが相当にあったからである¹²⁾。敗戦直後

11) 1946年1月の個別産業の指数は, 食料品35.0, 紡織5.9, 化学14.1, 金属7.0, 機械27.5, 鉱業34.7, 等であった。なお46年12月の指数は産業総合42.4, 製造業30.6へと若干ながら上昇しているが, 戦前の3~4割の水準にとどまっていた。(『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 90-91ページ, 参照。)

12) 臨時軍事費特別会計の会計年度は1946年2月末をもって終結し, その歳入歳出の出納事務は同年6月末限りで完結した。敗戦後の臨時軍事費特別会計の終結の経緯については, 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第4巻(臨時軍事費), 65-85ページ, を参照されたい。

表4 臨時軍事費の受払額（100万円）

年月	受	払	受払超額
1945年 1月	441	2,163	△1,712
2月	131	2,446	△2,315
3月	394	2,725	△2,331
4月	192	2,910	△2,718
5月	245	2,001	△1,756
6月	166	3,077	△2,911
7月	794	3,511	△2,717
8月	175	5,001	△4,826
9月	1,983*	16,556	△14,578
10月	898	4,380	△3,482
11月	986	4,662	△3,676
12月	364*	1,123	△759

注) *印は戻入も含む。

出所)『日本銀行百年史』第5巻, 18ページ。

表5 長期国債の発行・引受状況（100万円）

年月	長期国債発行額	日本銀行引受	預金部引受
1945年 4月	72	71	-
5月	1,511	1,000	500
6月	1,575	566	1,000
7月	3,511	2,500	1,000
8月	4,075	3,055	1,000
9月	5,010	3,500	1,500
10月	7,030	5,529	1,500
11月	0	-	-
12月	31	31	-
1946年 1月	300	-	300
2月	6	6	-
3月	10,379	-	5,059

出所)『日本銀行百年史』第5巻, 19ページ。

の臨時軍事費支払いの資金調達について、政府はその大半を日本銀行を通じて行った。表5をみてみよう。政府は45年8～10月の3カ月で長期国債を160億円も発行しているが、そのうち120億円（75%）は日銀引受であった。その結果、先に表3でみたように日銀の対政府信用供与（政府貸上金、国債保有）は、45年7月の63億円から45年12月の183億円へと120億円も増加しているのである。日本銀行調査局（1947）によれば、「この臨時軍事費の終戦直後における寛大な支払は戦後イ

ンフレーションの進展に対して最初の且決定的な契機をなすものであった¹³⁾。」

なお、敗戦直後の連合国軍占領経費の日銀立替金も日銀券増発の一因になっていた。連合国軍の占領関連経費（施設建設、労務費等）は、本来は政府一般会計の終戦処理費で計上されるものであるが、当座の占領関連経費は日銀立替金で処理されていた。その金額は、1945年11月末で12.5億円であり、立替が終了する46年10月までには122.3億円に達していた。そして、その分だけ同期間に日銀券が増発されていった¹⁴⁾。

次に、民間金融機関への日銀貸出金の増加の要因を考えてみよう。表6は、敗戦直後（1945年8月～46年3月）の全国銀行の主要勘定を表している。同表によれば、民間企業等への貸出金が45年8月末の746億円から45年12月末の976億円へと4カ月で230億円も増加している。その増加の理由として、一方では確かに戦時中の軍需生産から戦後の民需生産増強への転換資金を供給する必要があるものであったが、他方では思惑的な資材購入資金や軍需会社の退職金支給資金、さらには「赤字補填」や「居食い資金」等に充てられるものも少なくなかった、という¹⁵⁾。そして、貸出金が急増したこの時期の銀行預金は逆に停滞もしくは減少していた。とくに45年12月には1カ月で29億円も減少している。これは同時期のインフレの急進、財産税創設や新円への切り替えに関する新聞報道（11月9日）が流れたこともあって、国民の間で預金引き出しや「換物運動」が進行したことが大きい¹⁶⁾。こうした中で、民間銀行はその資金調達のために日銀借入金への依存を強めることになった。日銀借入金は45年9月末の241億円から45年12月末の377億円へと126億円も急増しているのである。これは表3でみた同期間の日銀貸出金の増加額142億円にほぼ対応している。

表6 全国銀行主要勘定

(100万円)

年月末	有価証券	うち国債	貸出	預金	借入金
1945年8月	51,705	41,273	74,616	111,943	29,413
9月	53,509	43,093	83,052	120,665	24,118
10月	54,743	44,345	85,983	122,247	26,572
11月	55,147	44,766	90,222	122,712	29,822
12月	55,228	44,921	97,621	119,829	37,690
1946年1月	55,269	45,087	103,591	118,514	41,271
2月	55,187	45,198	105,983	122,683	38,570
3月	60,395	50,524	106,088	136,845	29,490

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計)、482-483ページより作成。

13) 日本銀行調査局(1947)、383ページ。

14) 『日本銀行百年史』第5巻、20-21ページ、参照。この日銀立替金は1946年10月～47年2月にかけて政府一般会計から返済された。

15) 『日本銀行百年史』第5巻、24ページ、参照。

16) 『日本銀行百年史』第5巻、23ページ、参照。

以上みてきたように敗戦直後数カ月において財政資金（臨時軍事費支払い等）の調達と民間銀行（民間企業）への資金供給を理由に日銀券は急激に増発された。これは結果的に同時期における著しい物価上昇・インフレを引き起こすことになった。そして、この悪性インフレの進行は、政府・大蔵省内部における財産税構想にも影響を与え、新たな金融緊急措置（預金封鎖、新円への切り替え）を導くことになった。

2. 財産税構想の登場

1) 大蔵省の財政再建構想

前節でみたように、大蔵省は敗戦直後（1945年8～10月）において46年度一般会計予算編成をにらみつつ、日本財政が破局的状態にあることを宣言していた。そこではとくに、①戦時国債残高および戦時補償債務に伴う利払い負担の大きさ、②占領軍経費、賠償、等の未確定経費の問題、③悪性インフレへの警戒を強調して、財政再建のためには革新的な方途が必要なことを示唆していた。これを受けて大蔵省は敗戦後の財政再建構想たる「財政再建計画大綱」（1945年11月5日）を作成するが、そこでは一回限りの財産税・財産増加税を財源にして国債を償却し、国債残高を大幅に削減するという革新的で具体的方策が提示されていた。そこでここでは、同日の閣議に提出された「財政再建計画大綱要目案」¹⁷⁾について大蔵大臣が説明するにあたって利用した「財政再建計画大綱説明要旨」¹⁸⁾（以下、「説明」）に注目して、その内容を確認したい。

まず「説明」は次のように述べて当時の国民道義の退廃、悪性インフレの進行という現実を直視する。「満八年ニ亘ル戦争ニ依リ我国経済国力ハ甚大ナル消耗ヲ蒙リ、敗戦ニ依リ領土ハ半減シ、我国財政経済ノ前途ハ暗澹タルモノアリ加之対外関係其ノ他ニ於テハ幾多未定ノ負担要素アル外、国民生活ノ最大要件タル食糧乃至ハ燃料等ノ需給ニ付テモ遺憾乍ラ現状ニ於テハ確タル成算ナク、国民道義ハ頽廢ノ一途ヲ辿リ、既ニシテ「インフレーション」ノ様相ハ漸次悪性ノ度ヲ加ヘツツアリ」（下線は引用者）¹⁹⁾、と。

続いて「説明」は、社会経済情勢が「一触即発の危機」に当面していること、社会経済秩序の崩壊防止、悪性インフレ発生防止が最重要であり、そのためにも財政収支の均衡回復等が不可欠であることを、次のように述べて強調する。「経済秩序ノ破綻ト悪性インフレーションノ発生ヲ防止シ、進ンデハ経済活動ヲ促進スルガ為ニハ食糧及燃料ノ確保、失業ノ防止、国民道義ノ恢復、通貨価値ノ安定其ノ他各般ノ民生安定恢復ノ諸方策ト財政収支ノ均衡ノ恢復トヲ併行シ綜合的且強力ニ

17) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、506-507ページ。

18) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、507-510ページ。

19) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、507ページ。

実施スル外ニ途ナシ」²⁰⁾(下線は引用者), と。

その上で、日本の財政見透しについて次のように断言する。「然ラバ財政ノ現状及見透シ如何ト謂フニ戦時中無理ニ無理ヲ重ネ来リタル結果徹底的ナル構想ノ切替ヲ行ヒ革新的手段ヲ講ズルニ非ザル限り今日迄ニ累積セル巨額ノ公債ノ処理ハ愚カ今後赤字公債ハ更ニ累増シ赤字公債ノ利子ヲ赤字公債ヲ以テ賄ハザルヲ得ザルベク其ノ状況ハ循環的且破局的ニ累進シ国家財政ヲ破綻セシメ、悪性インフレーションヲ昂進シ久シカラズシテ凡ユル社会経済秩序ヲ崩壊セシムルニ至ル公算極メテ大ナリ」²¹⁾(下線は引用者), と。具体的には、「説明」での1946年度一般会計予算の見通しは次のようであった。①租税収入等の普通歳入は120億円である。②歳出は、国債費57億円、臨時軍事費借入金利子4.5億円、政府公約の補償金等利払い費16.8億円、等を含めて172億円となる。③差引き52億円の財源不足となる。なお、債務利払い費の原因となる政府債務総額は45年度末で国債1560億円、臨時軍事費借入金150億円、政府補償金等460億円の合計2174億円の見込みである²²⁾。かくして、先に引用したように、膨大な国債利払い費を更なる赤字国債発行で賄うならば、財政破綻と悪性インフレ高進の末、社会経済秩序を決定的に崩壊させてしまう可能性が大きい。

ここで「説明」は現状の国債累積の矛盾・無理を以下のように指摘する。「財政ノ概況及見透シ上述ノ如シ、之ヲ国民経済的観点ヨリ見レバ、今日我が国民ノ財産総額ハ現在幾何ニ達スルヤ遽ニ推断ヲ下シ得ザルモ、概ネ四、五千億円ト推定セラルル処、其ノ中千五百億円乃至二千億円ハ国債ノ累積等ニ基ク謂ハバ身ノ無キ財産ト考フベキモノナルベシ、右ハ敗戦ノ結果国民経済全体トシテハ非常ニ貧困ヲ極メ居レルニモ拘ラズ、国民各自ノ懐ニハ札ガ溢レ居ルト謂フ矛盾セル現象、即チ物ト金トノ極端ナル不均衡トナリテ現レ、斯ルダブツケル札ハ絶エズ物価面ヲ攪乱シ闇価格ヲ吊上ゲ経済秩序ヲ脅カシテ悪性インフレーション発生ノ兆ヲ露呈シ居ルモノニシテ、之ガ対策トシテハ一面民需生産ヲ活発ナラシメテ物ノ生産ヲ増加セシムルト共ニ謂ハバ身ノ無キ財産トシテ国民ノ懐ニ在ル資金ヲ大規模ニ吸収シ物ト金トノ均衡ヲ回復スルノ要アリト認メラル」²³⁾(下線は引用者)。これは、次のことを主張している。①国債は政府にとっては債務であるが、国債所有者(金融機関→預金者)たる国民にとっては債権であり、財産である。②敗戦直後の国民財産総額4000~5000億円のうち2000億円は国債という財産である。③しかし、物(生産)と金(日銀券)が極端に不均衡な現状では、国債は実体のない財産にすぎず、むしろ悪性インフレや経済崩壊の原因である。④そこで、国民所有の資金・資産を大規模に吸収して、物と金との不均衡を一挙に是正する必要がある。

20) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻(資料1), 507ページ。

21) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻(資料1), 507-508ページ。

22) これ以外にも、連合国軍駐屯経費、賠償より生じる国庫負担、在外円系通貨の整理に関する経費、外地企業に対する補償など未確定の負担を考慮に入れば政府歳出額はさらに増加する。(『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻(資料1), 508ページ。)

23) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻(資料1), 508ページ。

る、と。

そして、具体的な措置と財政効果は次のようになる。①一回限りの財産税および財産増加税を賦課する。②その税収予定額920億円を国債償却にあて、国債残高を2170億円から1270億円に削減する。③その結果、毎年の国債費負担は75億円から44億円に減少する²⁴⁾。

920億円という税額は国民財産総額の2～2.5割に相当し、それだけ大規模に国民から財産を奪うことになる。ある意味では革命的な財産課税である。これについて「説明」では、次のように述べて戦争財政の異常性を強調して国民の理解に期待していた。「九百二十億円ノ財産増加税及財産税ハ実ニ我國民ノ財産総額ノ二割乃至二割五分ニ当ル計算トナルモ、戦時利得者ニ対シ財産増加税ヲ賦課シテ戦時中ノ財産増加額ヲ徴収スルコトハ蓋シ何人モ異存ナキ所ナルベク又終戦ト共ニ全國民戦死シタルモノト考フレバ、有史以来未曾有ノ敗戦ナル冷厳ナル事実ニ当面シ過大ナル負担ヲ調整シテ新生ニ乗り出スベキ我國民トシテハ何人ト雖モ今後ノ財政再建ノ為之ノ程度犠牲ヲ負担スルニ異存ノアルベキモノトハ信ジラレズ」²⁵⁾（下線は引用者）。

なお、日本財政の危機的状態に対して、政府・大蔵省の外部では敗戦直後から国債利払い停止、戦時補償債務の破棄等の主張もなされていた²⁶⁾。しかし、「説明」では以下のように述べてそうした対応を否定していた。「上述ノ財政ノ現状及見透ナルニ付テハ一部ニハ戦時中発行セラレタル公債ノ利払停止其ノ他政府ノ公約破棄論ヲ始め進ンデ戦時中ノ一切ノ債権債務ノ破棄、戦時中ノ預金ノ払出制限ノ実施等ノ提案ヲ為ス向アリ」、「右ノ所論ハ一応首肯シ得ザルモノナキニ非ザルモ上述セル如ク刻下当面ノ最喫緊事ハ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ国民道義ノ恢復ヲ期スルニ在リ」、「従テ此ノ際トシテハ公債ノ利払停止乃至借換ヲ行フハ其ノ時期ニ非ザルハ固ヨリ他方仮ニ軍需企業ニ対シ損失ノ補償ヲ為サザルトキハ、軍需企業ノ負債ノ処理ヲ不可能ナラシムルハ勿論、之ガ為金融機関ノ債権ハ回収困難トナリ、延テハ預金ノ支払ニモ支障ヲ生ゼシメ又政府公約ノ破棄ハ国民全般ニ亘ル各種債権債務ノ処理ニ波及シ、斯クテ一切ノ経済秩序ヲ混乱ニ陥ラシムルコトトナル虞存スルヲ以テ、此ノ際政府ノ信義ヲ維持シ経済秩序ノ破壊ヲ防止シ且経済活動ヲ運行セシムル」²⁷⁾。（下線は引用者）つまり、政府は戦争による政府債務は完全に支払う一方で、大胆な財産税・財産増加税も行うという立場であった。当時の言葉によれば、「払うものは払う、しかし取るものは取る」という方針であった。

24) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、508ページ。「説明」はいう。「先ズ以テ大幅ニ国債ノ消却ヲ行ヒ莫大ナル国庫ノ重荷ヲ整理シ以テ今後ノ財政収支ノ均衡ヲ容易ナラシムルノ基盤ヲ造成スルコト絶対必要ナリ」。

25) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、509ページ。

26) 当時の債務破棄構想に関連しては、『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻（政府債務）、86-90ページ、参照。

27) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、509ページ。

2) 財産税, 財産増加税の構想

それでは、「財政再建計画大綱」では財産税と財産増加税をどのように構想していたのであろうか。両税の構想は大蔵省とGHQ（連合国軍総司令部）の交渉の過程で様々に変更されているが、ここでは大蔵省主税局が最初にまとめた案に注目しておこう。財産税創設案要綱（1945年10月30日付）と財産増加税創設案要綱（1945年10月31日付）によれば、両税の内容は次のとおりである²⁸⁾。

〈財産税〉

① 趣旨：「戦後財政経済ノ情勢ニ顧ミ国民ノ全財産ニ付一回限ノ課税ヲ行ヒ以テ財政上ノ収支ノ均衡ヲ図ルト共ニ悪性「インフレーション」ヲ防止シ経済ノ安定ニ資スル為」

つまり、財産税は財政収支の均衡と悪性インフレの防止を目的にする。

② 個人財産税の要領：

- ・納税義務者：国内に財産を有する個人
- ・課税物件：全財産より債務を控除した純財産価格
- ・基礎控除：戸主5千円，妻5千円，家族1人につき千円
- ・税率：10%（5万円以下）～70%（5千万以上）の超過累進税率
- ・家族：同居の戸主，家族の財産価額は合算して課税する
- ・徴収：事情により分納を認める，物納（国債）も考慮する
- ・歳入見積額：457億円

③ 法人財産税の要領：

- ・納税義務者：国内に本店，主たる事務所を有する法人，国内に資産または営業を有する法人
- ・課税物件：純資産価額から払込資本金額および当該事業年度分の所得金額を控除した金額
- ・税率：積立金部分 25%，その他 50%
- ・徴収：事情により分納を認める，物納（国債）も考慮する
- ・歳入見積額：199億円

〈財産増加税〉

① 趣旨：「戦時利得者ニ対シ其ノ財産増加額ヲ可及的ニ徴収シ以テ戦後財政ノ確立ヲ図ルト共ニ悪性インフレーションヲ防止シテ経済ノ安定ニ資スル為」

つまり、財産増加税の目的は、戦時利得者（個人）の財産増加額を吸収して、財政収支の均衡と悪性インフレの防止に役立てるものである。

② 要領

- ・納税義務者：国内に居住し，国内に財産を保有する個人
- ・課税物件：戦後の財産価格（1945年10月1日現在）から戦前の財産価格（1941年12月末）を控除

28) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1），70-80ページ，参照。

した財産増加額

- ・基礎控除：1万円
- ・税率：20%（1万円以下）～100%（100万円超）の超過累進税率
- ・家族：同居の戸主，家族の財産価額は合算して税率を適用する
- ・徴収：事情により一部延納を認める，物納（国債等）も考慮する
- ・歳入見積額：315億円

なお，税額見込額については，個人財産税では次のような計算になっていた²⁹⁾。

- ・個人財産価格額：1499万世帯（1944年人口調査），2985億円
- ・うち，財産価格5千円未満世帯：1246万世帯，498億円
- ・差引：253万世帯，2487億円
- ・上記世帯の基礎控除：278億円
- ・差引の課税世帯と課税価格：240万世帯，2208億円
- ・税額：457億円

3. 財産税構想の変化と実施

1) 財産税，戦時補償債務をめぐって

前節でみたように，1945年10月末の時点での大蔵省の方針は，国債償却のために個人・法人対象の財産税と個人対象の財産増加税を一回限り賦課する一方で，政府の戦時補償債務は原則として支払う，というものであった³⁰⁾。続く45年11～12月にかけては大蔵省とGHQとの間で戦時利得の除去と財政再建をめぐって交渉が行われた³¹⁾。その結果，大蔵省方針の大枠は維持されながらも，財産増加税に関しては個人だけでなく個人・法人の戦時利得を完全に回収するという，より強い課税方式が選択されることになった。

そして，1945年11月25日付「財政再建に関する覚書に関する大蔵大臣談話」は，GHQとのやりとりを踏まえて，二つの方針を改めて提起している。この「談話」での政府方針の内容とねらいを

29) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1），76ページ。

30) 財産税と戦時補償債務の問題の経緯については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻（政府債務）の第2章，第3章，第7巻（租税1）の第3章，第4章が詳しい。また、『大蔵省史』第3巻，17-21ページ、『日本銀行百年史』第5巻，30-38，62-64ページ，も参照。

31) この時の日本側主張は，1945年11月16日付「戦時利得の除去及び国家財政の再建に関する最高司令官宛覚書」に，GHQ側の回答は1945年11月24日付「戦争利得の除去及び財政の再建に関する司令部覚書」にまとめられている。ただし，日本側の覚書はもともとGHQの意向を踏まえて作成されていた。全文は『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1），516-519ページ。

以下でみていこう。方針の一つは、戦争利得税と財産税という二つの新税を設定することである。そのねらいについては次のように説明する³²⁾。

「戦争利得税賦課ノ目的ハ要スルニ戦争ニ基ク利得ヲ完全ニ払拭スルコトニ依リ平和的民主的勢力ヲ助長スルト共ニ財産税ト相並ンデ財政再建ノ基礎ヲ置キ、インフレ対策ノ根本ヲ確立シテ諸般ノ建設工作ノ出発点タラシメントスルモノニ外ナラス。何ヲ戦争ニ基ク利得トイフカハ議論ノ分レル問題デアルガ、要スルニ戦争中戦争トノ関連ニ於テ、又ハ戦争ノ結果トシテ生ジタル凡テノ利得ヲ意味シ、法人個人ヲ通ジ苟モ俗ニ謂フ戦争肥リト云ウモノハ許サヌ考ヘデアル。」

「財産税ハ専ラインフレ防止、財政経済再建ヲ目的トスルモノデ、此ノ国家ノ困難ニ際シ資産ヲ持ツテ居ル人々ニハ夫々分ニ応ジタル寄与ヲシテ貫ヒ度ヒ為ニ広ク一般財産ニ対シ累進税率ニ依リ課税ヲ行ヒ所要ノ収入ヲ得ントスルモノデアル。」（下線は引用者）

つまり、両税は敗戦後の財政再建とインフレ対策が一義的なねらいであるが、同時に「戦争肥り」を許さないという道義的側面や³³⁾、国家危機に際して資産保有者への「分に応じた寄与」を求めるといった応能性も前面に出していた。なお、大蔵省側は財産税を個人・法人ともに課税する方針であったが、GHQ側は法人への財産税課税については個人財産税との二重課税問題での疑問を提起していたという³⁴⁾。

そして、いま一つの方針は、政府はGHQ承認の下で戦時補償債務を支払うことである。これについて「談話」は次のように述べている。「所謂政府補償問題ニ付テハ其ノ支払ガ不当ナル結果ヲ生ズルコトナキ様充分ナル措置ヲ講ジタル上之ヲ実行スル意図ナルコトヲ総司令部ニ申入レタ所其ノ措置ニ関シ若干ノ条件ヲ指令シタル上之ヲ承認スルモノナルコトガ明カニサレタ。其ノ条件トハ要スルニ支払金ヲ封鎖シ、其ノ解除ヲ総司令部ノ承認事項トスルコトヲ中核トスルモノデアツテ、ツマリ従来政府ノ取り来ツタ措置ヲ一層厳格化シタモノニ外ナラス。」

それと同時に、戦時補償債務支払いの経済的影響については楽観的に評価して次のように評価していた。「軍需会社関係デ今後政府ガ支払ヲ要スル金額ハ三百億円ト推算サレル。然ルニ軍需会社ガ金融機関カラ借入レテ居ル金額ハ夫レ以上ニ上リ、又其等ノ金融機関ガ日銀カラ借入レテ居ル金額ハ二百五十億円程度ニ及ンデ居ルカラ大雑把ニ言ツテ政府ガ今後支払フベキ金額ノ八割以上ハ日銀ニ還元スルノデアル。以上ノ如キ関係ニアルガ故ニ、政府ハ補償ノ支払ヲ以テ必ズシモ大ナル

32) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、520ページ。

33) 戦争利得の完全な回収については、GHQ側の強い意向が反映している。11月24日付「司令部覚書」では、「一部ノ日本人ノ資産ハ不正ニシテ侵略的ナル戦争ヲ利用シ多年ニ亘リ不法ニ増大セリ。政府ハ全日本人ニ対シ戦争ハ経済的ニ見テ利益アルモノニ非ザルコトヲ周知セシムル為」と述べていた。（『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、517-518ページ。

34) 大蔵省終戦連絡部「財産税及び戦時利得税に関し司令部担当官との会談内容（1946年11月28日～12月8日）」『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、567-570ページ。

インフレ原因トハ考ヘナイ。然ルニ政府ガ若シ補償ヲ支払ハヌトスレバ之ニ関連スル凡百ノ経済関係ノ運行ハ阻止サレ其ノ実害ハ広く国民経済ニ波及スルハ明デアリ、従ツテ国民全般ノ利益ノ為ニモ之ヲ実行シナケレバナラヌトノ結論ニ到達スルノデアアル。³⁵⁾（下線は引用者）

つまり、軍需会社への政府支払い（302億円）の大半は、政府→軍需会社→金融機関→日本銀行へと還流する予定であり、必ずしもインフレ促進になるわけではなく、むしろ国民経済運行にとって望ましいこと、が力説されていたのである。なお、1945年11月27日付の大蔵省・商工省調べによる政府戦時補償債務の総額は565億円であった。うち軍需企業向け債務は431億円であるが、その内訳は軍需企業に対する戦争損害保険金（保険会社・損害保険中央会に対する政府補償債務額）195億円、軍需企業が国家総動員法・軍需会社法等に基づく生産命令・諸設備拡充命令等によって生じた損失等105億円、政府契約打ちりに伴う損失100億円、工場疎開費用の補償20億円、その他の命令に基づく設備等の買上げや経費補償11億円、であった。そして、企業受領済みの戦争保険金69億円、政府前渡金60億円を差し引いた302億円が、終戦後に政府が軍需企業に支払う金額となっていた³⁶⁾。

こうした経緯を経て、政府は1945年12月30日に「財産税法案要綱」、「個人財産増加税法案要綱」、「法人戦時利得税法案要綱」を閣議決定し、12月31日にGHQに提出した。そして、この三法案の内容を遂行するためには、課税財産の捕捉つまり財産調査が不可欠となるが、そのための「臨時財産調査令」も46年2月25日に閣議決定された³⁷⁾。また、同時期の46年2月16日には金融緊急措置も実施された。これは第1節でみたような45年9月～46年1月に急速に進行したインフレに対処するための措置であり、「金融緊急措置令」と「日本銀行券預入令」からなっていた。前者は、国民・事業者・企業が金融機関にもつ預貯金・金銭信託等を封鎖することによって、後者は流通中の日銀券（旧円）を強制的に金融機関に預貯金や金銭信託として預け入れさせることによって、旧円から新円に切替えつつ国民・事業者・企業の購買力を抑制しようとするものであった³⁸⁾。また、この金融緊急措置には、個人・法人の預貯金や金融資産を確定し、財産税等の課税対象を確実に捕捉することが期待されていた³⁹⁾。

さて、政府・大蔵省の方針（個人・法人への財産税、個人財産増加税、法人戦時利得税の賦課、戦時補償債務の支払い）は、1946年2月には決定したのであるが、その後46年4～7月にかけての

35) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、520ページ。

36) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻（政府債務）、34-37ページ、参照。

37) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、91-130ページ、参照。

38) 金融緊急措置の実施経緯、内容、効果については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第12巻（金融1）、「金融政策」第2章、『日本銀行百年史』第5巻、38-45ページ、を参照。

39) 「金融緊急措置は金融機関の預金封鎖と新円への通貨の切替えによって実施されたが、これは購買力の抑制というインフレ対策とみることと、預金状況把握による財産税賦課の準備とみることができる。」（『大蔵省史』第3巻、14ページ。）

GHQ 側との法案内容の具体的応答を経る中で、この方針は大きく変更される。つまり、①戦時補償債務は実質的には支払わない（政府への戦時補償請求権に税率100%で課税する）、②法人に対する財産税、戦時利得税は実施しない、③個人に対する財産増加税も実施せず、一回限りの財産税のみを賦課する、ということになった⁴⁰⁾。結果的に、「戦時補償特別措置法案」（戦時補償特別税）を含む補償関係6法案は、46年9月28日に衆議院本会議に上程され、10月18日に成立した。また、「財産税法案」も9月30日に衆議院に提案され、11月2日に「財産税等収入金特別会計法」とともに成立した⁴¹⁾。

2) 財産税と戦時補償特別税の実施

実際に実施された財産税と戦時補償特別税についてみておこう。財産税の概要は以下のとおりである。①納税義務者は1946年3月3日時点で国内に居住する個人である。②課税対象となるのは同日時点での財産価格（時価）であり、申告に基づく。③課税価格が10万円以下の場合は課税されない。④税率は25%（価格10万円超）～90%（価格1500万円超）の超過累進税率である。⑤金銭納付が困難な場合には物納も申請できる。

財産税法案とともに議会に提出された資料によれば、財産税額見込みは次のとおりである。①国内の個人財産総額は1438万戸の4032億円である。②そのうち財産価格10万円以下に属するのは1383万戸、2681億円であり、10万円超に属するのは55万戸、1351億円である。③さらに戦災者等を控除した財産税の課税対象は、51万戸、1281億円であり、税額見込みは435億円であった。④つまり、財産税が課税されるのは国内総世帯の3.5%、その平均負担率は34.0%が想定されていた⁴²⁾。

それでは、実際の財産税はどのように課税されており、また負担構造はようになっていたのだろうか。表7は財産税が課税された財産価額を種類別に示したものである。控除前の財産価格総額1361.4億円の内訳をみると、銀行預金291億円（21.4%）、郵便貯金95億円（6.9%）という預貯金が全体の28.3%を占めて最大であり、次いで土地277億円（20.4%）、家屋243億円（17.9%）という不動産と、株式・出資163億円（12.0%）が続いている。個人保有の国債は18億円（1.3%）にとどまっていた。次に表8は財産税の課税実績（1946、47年度）を財産階級別に示したものである。課税総戸数46.6万戸、課税価格1198億円、財産税額406億円で、平均負担率は33.9%である。また、財産階級別の負担率は、11万円未満層の1.2%から、1500万円超層の88.7%へと強い累進性を示していたことがわかる⁴³⁾。さらに表9は、納税世帯数、課税価格（財産価額）、財産税額での財産階

40) この変更は基本的にはGHQ側の意向によるものである。1946年4～7月にかけての財産税等の賦課と戦時補償債務支払いをめぐるGHQ側と大蔵省の交渉・やりとりの経緯については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、131-150ページ、を参照されたい。

41) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、151-176ページ、参照。

42) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、177ページ、参照。

級別シェアを示したものである。表8、表9を総合してみると次のことが指摘できる。①納税世帯数の下位45%を占める財産15万円未満層の負担率は1～9%であり、財産税額の3%強を占めるにすぎない。②納税世帯数の中位54%を占める財産15万円超～150万円未満層の負担率は13～57%であり、財産税額の65%を占めている。③納税世帯数の上位1%を占める財産150万円超層の負担率は60～80%台という高さで、財産税額の31%を占めている。④最富裕層の1500万円超層は47世帯、納税世帯数の0.01%にすぎないが、その負担率は88%に達し、財産税額の11%を占めている⁴⁴⁾。

このように財産税は15万円超の財産保有世帯がもっぱらその税額を負担していた。とりわけ上位1%や上位0.01%の富裕層の負担率は高く、この一回限りの財産税によってその財産の大半を政府財政に回収されたかのようにみえる。その意味では財産税が、戦前期日本で大きかった資産格差の是正に一定程度寄与したことはまちがいない。ただし、この財産税での「富裕層の負担」や「資産

表7 財産税の財産価額（種類別）

(100万円, %)

	価額	構成比
土地	27,773	20.4
(宅地)	(13,570)	(10)
家屋	24,373	17.9
立竹木	5,716	4.2
国債	1,806	1.3
株式・出資	16,324	12.0
銀行預金	29,159	21.4
郵便貯金	9,541	6.9
年金保険等	3,575	2.6
機械設備等	3,507	2.6
商品・半製品等	3,327	2.4
書画骨董	1,102	0.8
家庭用動産	4,647	3.4
計	136,141	100.0
控除額	14,078	10.3
差引課税財産価額	122,063	89.7

注) 計にはその他の財産も含む。1946～51年度累計額
出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 283ページより作成。

43) なお、財産税の収納額は1946～51年度累計で412.1億円であるが、そのうち115.3億円が物納された。その内訳は預金(旧勘定)43.0億円、株式12.0億円、国債9.2億円、土地(田)9.1億円、土地(宅地)3.7億円、土地(山林)2.5億円、立木16.4億円、動産7.5億円、等である。(『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 289ページ, 参照。)

44) 財産税の階層別負担については、林栄夫(1958), 62-65ページも参照。

表8 財産税額 (1946, 47年度分) (100万円)

財産区分	件数	課税価格	税額	1件当たり 税額 (千円)	負担率 (%)
11万円以下	55,951	5,884	72	1.3	1.2
11~12万円	49,135	5,658	198	4.0	3.5
12~13万円	41,366	5,179	302	7.3	7.8
13~15万円	63,984	8,956	831	13.0	9.3
15~17万円	46,039	7,354	984	21.4	13.4
17~20万円	48,572	8,962	1,615	33.3	18.0
20~30万円	77,964	18,936	5,035	64.6	26.6
30~50万円	49,409	18,755	7,103	143.8	37.9
50~100万円	24,796	16,729	8,171	329.5	48.8
100~150万円	5,179	6,232	3,539	683.4	56.8
150~300万円	3,239	6,473	4,096	1,264.9	63.3
300~500万円	722	2,731	1,908	2,643.1	69.9
500~1500万円	375	2,834	2,171	5,790.8	76.6
1500万円超	47	5,146	4,567	9,717.0	88.7
合計	466,778	119,835	40,598	256.7	33.9

注) 財産税額の46~51年度累計額412.1億円。(加算額, 追徴税込みで418.2億円。)
出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 284ページより作成。

格差是正」を単純に評価することもできない。第1に、この間のインフレによって財産税の実質的負担も軽減されていたからである。財産税の課税構想の検討開始(1945年8~11月)、財産税法案の上程(46年9月)、財産税の納税(46年度, 47年度)の間には相当なタイムラグがある。この間の急激なインフレ(卸売物価指数上昇率: 45年末→46年末3.3倍, 45年末→47年末12.4倍, 後掲表16参照)を考慮に入れば、46年3月現在の財産価額に基づく財産税額は、実際の納税時にはその負担程度は相当に軽減されていたことも否定できないであろう⁴⁵⁾。

第2に、財産税は日本の資産家・資本家陣営の整理・再編成を促進したことである。財産税は地主・華族など旧来の伝統的・寄生的資産家層に打撃を与えたが(「斜陽族」)、銀行・産業など現実資本を支配していた資本家にとっては財産税もインフレ下の負担軽減や「換物運動」によって実質

45) 当時の大蔵省主税局第一国税課長であった前尾繁三郎は、1952年5月20日の講述において次のように発言していた。「司令部との交渉に非常に手間を取り、われわれが考えておった時期とはすっかり狂った時に徴収しなければならぬことになってしまいました。従って、とった時分には、ほとんど意味がないようなかっこうになってしまったのです。預貯金の封鎖をやり、一年後に臨時財産調査をやってからでも、その一年間の後にインフレの激化というのは非常に勢いだったのです。財産税自体は実は大きな役目を果たし得ずに終わったので、今もって残念には思っておるのですが」と。(「終戦直後の財産税構想と徴税問題(その1)」10-11ページ, 金融財政事情研究会編『戦後財政史口述資料』第3冊 租税, 所収。)

表9 財産税の財産階級別シェア（1946, 47年度分）

財産区分	件数	課税価格	税額
11万円以下	11.99	4.91	0.18
11～12万円	10.52	4.72	0.49
12～13万円	8.86	4.32	0.75
13～15万円	13.71	7.47	2.05
(小計)	(45.08)	(21.42)	(3.47)
15～17万円	9.86	6.13	2.42
17～20万円	10.41	7.48	3.98
20～30万円	16.7	15.8	12.40
30～50万円	10.58	15.65	17.49
50～100万円	5.31	13.96	20.13
100～150万円	1.01	5.20	8.72
(小計)	(53.87)	(64.27)	(65.42)
150～300万円	0.69	5.40	10.09
300～500万円	0.15	2.28	4.70
500～1500万円	0.08	2.36	5.35
1500万円超	0.01	4.29	11.25
(小計)	(0.93)	(14.33)	(31.39)
計	100.00	100.00	100.00

注) 四捨五入しているので、合計は必しも100.00%にはならない。
出所) 表8から計算。

的負担を回避しえたことである⁴⁶⁾。

第3に、財産税による「富の逆再分配」もありえたことである。つまり、少額財産保有者は財産税納税のために財産売却を余儀なくされたが、資産家・高額財産保有者はインフレ下でそれらを買叩き、財産集中・集積を進めることが可能になったのである⁴⁷⁾。

次に、戦時補償特別税についてみてみよう。戦時補償特別税とは要するに、政府の戦時補償債務

46) 「財産税の徴収はたしかに富の再分配をもたらしたけれども、それによって貧富の差が少しでも均衡化されたと考えるべきではなくて、古き資産家・地主の没落淘汰による資本家陣営の整理、独占金融資本の再編成とその強化という意味における富の再分配に役立ったことを注意しなければならない。」(鈴木武雄, 1952, 231ページ.)

47) 「財産税の納付は消費節約によっては不可能なのであって、少額財産保有者にとっては財産の処分ないし物納による以外ない。……中略……インフレ体制下の財産税徴収が少額財産所有者層の財産をかれらからもぎとり、かれらの転落契機をつくりだしてしまう。ところが、この同じインフレ機構がそのもぎりとった財産を捕捉しがたいものに形態を変えて高額財産所有者層のところに集積していくと共に、この層に対する財産税の累進税率を実質的に無意義なものとしてしまうのである。」(林栄夫, 1958, 64-65ページ.)

について支払い済み分も含めて、原則としてすべて税率100%で課税して回収しようとするものである。その概要は以下のとおりである。①戦時補償債務としては、軍需会社法、国家総動員法、防空法等の規定による補助金、損失補償金等への請求権（法律・別表1）、戦争保険契約による戦争保険金等の請求権（法律・別表2）、その他命令に基づく企業整備に関する請求権（法律・別表3）がある。②課税価格は現存の戦時補償請求権の価額であり、支払い済みの場合はその決済金額である。③税率は100%であるが、1件ごとに法人の場合は1万円、個人の場合は5万円が控除される、等の規定もある⁴⁸⁾。

戦時補償特別税法案とともに提出された資料によると、同税の税収見積額は次のようであった。

①課税総件数は137万件、補償請求件総額は809億円（別表1：390億円、別表2：400億円、別表3：19億円）である。②控除額合計は140億円であり、差引課税額は669億円（別表1：385億円、別表2：277億円、別表3：7億円）となる。③さらに、貸付金との相殺額216億円、未払い分の請求件消滅242億円、等を差し引くと実際の税収見込額は164億円となる。④税収見込額（徴収予定額）の内訳は表10に示されている⁴⁹⁾。

それではここで表11によって各年度の財産税と戦時補償特別税の現金負担による税収の推移をみてみよう。物納分を除いた財産税の税収額は、1946～51年度累計で294億円である。現金収入では284億円であるが、そのうち83%は46、47年度に納税されていた。財産税の実質負担がこの間のインフレによって軽減されていたことはすでに述べたとおりである。

戦時補償特別税の物納分を除いた税収累計額は193億円であるが、その内訳の大半は政府特殊借入金100億円、現金収入73億円である。ここでの政府特殊借入金とは、戦時補償債務支払い分のうち実際は支払われないで政府借入金として計上処理されていたものであり、この戦時補償特別税によって現金収入にはならないが、その分だけ政府の借入金が減少することになる。他方、現金収入累計73億円のうち56億円（77%）は48～51年度に納入されている。

さて、戦時補償特別税の徴収（戦時補償債権の消滅）は、軍需企業を中心とする戦後企業経営にとって重大な影響をもたらすはずである。しかし、戦時補償特別税法成立（1946年10月）からの著しいインフレ（卸売物価指数で46年末→48年末8.3倍、表16参照）を考慮すれば、戦時補償特別税の徴収が戦後企業経営に破壊的影響を与えたわけでもない。激しいインフレ下では、企業は銀行借入による納税資金確保も十分に可能であったのである⁵⁰⁾。

48) 戦時補償特別税の規定については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、521-537ページ、参照。

49) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、179-181ページ、参照。

50) 当時の大蔵省主税局の担当者（渡辺喜久造）は、1951年7月30日の講述で次のように発言している。「実質的にいえば、法人の財産は戦補税と在外財産の喪失によって消えてしまったということです。結局貨幣価値の変動がなかったら、会社は無財産になっていたろう。それで税金を納める代りに金を借り

表10 戦時補償特別税の徴収予定額（1946年10月現在）
（100万円）

区 分	総税額	1946年度 収入予定
現金支払いのもの	6,484	1,206
金納	600	540
物納	2,402	666
国債納付	600	540
株式	700	31
地方債・社債	100	5
土地その他	1,002	90
延納	3,482	-
特殊預金等＝金納	525	525
政府特殊借入金	9,404	9,404
合 計	16,413	11,135

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1），181
ページより作成。

表11 財産税と戦時補償特別税の税収額（物納分を除く）（100万円）

年度	財産税			戦時補償特別税			
	現金収入	国債収入	計	現金収入	国債収入	政府特殊 借入金	計
1946	15,447	71	15,518	706	45	1,844	2,596
1947	8,199	797	8,996	965	622	7,702	9,290
1948	3,458	161	3,620	2,792	911	489	4,194
1949	699	6	705	1,381	382	3	1,764
1950	377	0	377	494	-	-	494
1951	223	0	223	950	-	-	950
累計	28,404	1,037	29,442	7,290	1,962	10,036	19,289

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計），228-229ページより作成。

最後に財産税と戦時補償特別税の税収の使われ方をみておこう。両税は財産税等収入金特別会計で管理されていたが、表12、表13はその歳入と歳出の決算額の推移（1946～51年度）を表したものである。表12によれば、歳入累計額は752億円であるが、ここには現金収入だけでなく将来の税収

て来て、そして実物資本には変りはないから、借りた金で納めるという形になったわけですね。同時に戦補税にしても財産税にしても、ああいうことをやろうとすればインフレがないことにはできない。それ自体インフレをとめようとしたことが幻想であって、ああいう徹底したことをやるには、反面インフレがなければ完全に経済はとまる」と。（「戦時補償特別税・財産税について」，30-31ページ，金融財政事情研究会編『戦後財政史口述資料』第3冊，租税，所収）。

や物納資産売却に依拠した借入金も含まれている。そして、表13によると特別会計歳出累計693億円は一般会計繰入れに421億円、国債整理基金特別会計繰入れに262億円が支出されている。もっともここでの国債整理基金特別会計繰入れは、累積した戦時国債償却に利用されたわけではない。当時（46～51年度）の国債整理基金特別会計歳出の大半は、短期証券償還、借入金返償、国債利子に充当されていたからである⁵¹⁾。結局、財産税と戦時補償特別税の大半は実際には一般会計繰入れ（歳入補填）に活用されたといつてよいであろう。とくに敗戦直後の1946年度には285億円もの巨額が一般会計に繰入れられていることは注目される。

そこで1946年度の政府一般会計の状況をみてみよう。表14は主要科目別の一般会計歳出を示して

表12 財産税等収入金特別会計（歳入） (100万円)

年度	合計	財産税	戦時補償特別税	物納及譲渡財産収入	借入金	前年度剰余金繰入
1946	30,615	15,518	2,596	-	12,500	-
1947	18,783	8,996	9,290	51	-	483
1948	13,218	3,620	4,194	1,406	-	2,889
1949	5,271	705	1,764	1,789	-	688
1950	3,830	377	494	1,650	-	682
1951	3,484	223	950	1,782	-	472
累計	75,203	29,442	19,289	6,681	12,500	5,171

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 228-229ページより作成。

表13 財産税等収入金特別会計（歳出） (100万円)

年度	合計	一般会計繰入	国債整理基金特別会計繰入
1946	30,176	28,563	1,613
1947	15,828	6,000	9,828
1948	12,529	1,710	10,637
1949	4,589	2,290	1,379
1950	3,358	2,470	723
1951	2,704	414	2,071
累計	69,252	42,148	26,254

注) 合計にはその他も含む
出所) 表12に同じ。

51) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 230ページ, 参照。

いる。同表によれば、46年5月末に作成された改訂予算案では歳出合計550億円であったのが、年度末決算では1152億円へと2.1倍に膨張している。それだけ46年度中のインフレが激しかったわけであるが、とくに終戦処理費（連合国軍占領経費）、食管会計繰入れ、価格調整補助金、地方職員費補助などが、予算案に比して著しく増加している。そして、表15は46年度の一般会計歳入の予算・決算を表している。経常部・臨時部を合計した租税収入は予算の127億円から決算の294億円へと増加し、インフレ下の増税・増収を物語っている。また、予算案になかった公債金収入（赤字国債）が、決算では345億円も計上されている。インフレ下の46年度一般会計が極めてきびしい財政運営であったことがわかる。そうした中で、特別会計受入収入289億円（うち財産税等収入金特別会計285億円）は一般会計歳入の24%を占めることになり、敗戦直後のインフレ下で混乱する46年度一般会計の財政運営を支える役割を果たすことになった⁵²⁾。

ただ、このように財産税・戦時補償特別税の税収を一般会計歳入補填に流用したことには重大な問題もあった。その一つは、いうまでもなく戦時国債の償却が全く進まなかったことである。前節までにみたように、当初の大蔵省の構想では、財産税・財産増加税の税収はもっぱら国債償却にあて、国家財政再建に活用するはずであった。結果的に、財産税・戦時補償特別税の税収は激しいインフレと切迫した財政需要という危機的状況の中では、貴重な一時しのぎの収入源として利用されてしまったのである⁵³⁾。また、いま一つの問題は、こうした両税の利用の仕方自身がインフレを促進した側面があったことである。つまり、一方では本来なら購買力としては市場に登場しない封鎖預金等も財産税納税によって一般会計支出という形で市場の需要要因となり、また他方では財産税等収入金特別会計の日銀借入金（46年度：125億円）は日銀券増発要因となって、インフレ・物価上昇を促進する一因にもなったのである⁵⁴⁾。

52) 1946年度改訂予算案の決定（46年5月31日）に際して、石橋湛山大蔵大臣（吉田内閣）は財産税収入の一般会計繰入れ方針について閣議で次のように説明していた。「今回案に於ては一般会計の歳入の不足は二五八億円の巨額に上り之を如何なる財源に仰ぐかが問題である。前内閣案では歳入不足は二九億五千万程度であり赤字公債の発行に依り之を充当する計画であった。然し未決定であるものの此の外通信事業及帝国鉄道事業其の他に於て相当多数の公債発行を予定せねばならないことをも合わせ考へるとき、現下の金融情勢に於ては斯る巨額の公債の市場消化は到底困難であると思はれる。勢い日銀引受の公債発行を余儀なくせられるとすせば其の実質財産税収入を使用したのと同等差異なきこととなる。依って此の点前内閣の方針を改め財産税収入の一部を以て一般会計の歳入赤字を補填することとしたい。」（『昭和財政史 終戦から講和まで』第5巻（歳計1）、141ページ、下線は引用者）

53) 財産税の用途をめぐる論争については、『日本銀行百年史』第5巻、33-34ページ、参照。

54) 財産税および財産税等収入金特別会計のあり方がインフレを助長していたという点については、鈴木武雄（1952）、227-230ページ、林栄夫（1958）、44-47ページ、参照。

表14 1946年度・一般会計歳出（主要科目別）
（100万円）

	改定予算案	決算
復員費	4,771	3,695
引揚民対策費	3,051	1,463
民生安定施設費	-	3,734
価格差補助金	4,327	-
食管会計繰入	-	6,479
価格調整補給金	-	3,462
地方分与税	2,559	2,455
国債費	4,923	5,524
経済安定費	5,500	0
終戦処理費	22,082	37,929
地方職員費補助	-	4,114
出資及支出金	-	4,207
日本銀行債務返済費	-	1,200
合計	55,063	115,207

注) 改定予算案は、1946年5月末現在。
出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第5巻（歳計1）、143、256-257ページより作成。

表15 1946年度一般会計歳入（100万円）

		改訂予算案	決算
経常部	租税	12,230	22,310
	還付税収入	228	240
	印紙収入	337	407
	官業及官有財産収入	6,447	8,382
	雑収入	573	1,004
	計（その他とも）	19,817	32,345
臨時部	租税	501	7,153
	特別会計より受入	25,870	28,953
	公債金収入	-	34,500
	借入金	-	10,000
	計（その他とも）	35,245	86,553
合計		55,063	118,899

注) 改訂予算案は、1946年5月末現在。
出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第5巻（歳計1）、143、255ページより作成。

4. 戦後インフレの高進と国債問題・国民負担

1) 戦後インフレの高進

敗戦直後の政府・大蔵省の方針は、一回限りの財産税・財産増加税の税収を財源に戦時国債の大胆な償却を行い、財政再建の道筋を切り開こうとするものであった。しかし現実には、財産税課税は実施したものの激しいインフレ下の財政危機の中で戦時国債償却は全く進まなかった。それにも増して問題なのは、財産税・戦時補償特別税実施後も長期に渡って激しいインフレが続き、財政運営の危機的状況が継続したことである。当時のインフレの実状と背景を表16でみてみよう。卸売物価指数（1934～36年平均＝1）は終戦の1945年8月の3.36から49年12月の218.9へと65倍に達している。この著しい物価上昇の要因の一つは、敗戦後の生産水準の停滞がある。産業活動総合指数（1934～36年平均＝100）は、46～47年段階でも40～50にすぎないのである。そして、いま一つの要因は日銀券発行高の急速な膨張である。日銀券現在高は45年8月の423億円から48年12月の3553億円へと8.4倍にもなっている⁵⁵⁾。

表16 卸売物価指数、日銀券、産業活動指数の推移

年 月	卸売物価指数 (1934～36年平均＝1)	日銀券現在高 (億円)	産業活動総合指数 (88品目) (1934～36年平均＝100)
1945年 8月	3.36	423	-
12月	6.75	554	25.8*
1946年 6月	16.32	428	41.8
12月	22.49	934	42.4
1947年 6月	32.87	1,363	50.8
12月	83.87	2,191	51.8
1948年 6月	93.82	2,306	66.0
12月	187.2	3,553	81.5
1949年 6月	209.3	3,006	89.9
12月	218.9	3,553	92.0

注) 産業活動総合指数の45年12月は46年1月の数値を計上している。

出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 42-43, 90-93, 407ページより作成。

55) この時期のインフレ高進の要因としては、日銀券増発だけでなく、日々の貨幣価値の下落を背景にして人々の換物志向が強くなり、日銀券の流通速度そのものが速くなったこともある。岡崎・吉川(1993), 77-78ページ, 参照。

そして重要なのは、この時期の日銀券膨張には政府財政が主要な原因になっていたことである。表17は1946～48年度における日銀券増加額の要因を対政府、対復金債、対民間に分けて表している。各年度とも日銀券は1000億円前後増加している。その内訳をみると、46年度は対政府43%、対民間54%であったが、47年度は対政府71%、対復金債39%、48年度は対政府93%、対復金債42%になっている。復金債とは後述のように、政府100%出資の政府機関である復興金融金庫が資金調達のために発行した債券であり、実質的には政府財政活動の一部である。結局、47～48年度においてはもっぱら財政要因によって日銀券が増発されたことになる。つまり、この時期の政府財政は国債、短期証券、復金債の発行、日銀からの借入金を通じて日銀券増発の原因を作ってきたのである。そこで、この日銀券増発の原因となった政府財政の事情について、もう少し詳しくみてみよう。

まず表18は1946～49年度の政府一般会計歳出決算（目的別構成比）の推移を示したものである。歳出総額は46年度の1152億円から49年度の6994億円へと4年間で実に6.1倍に増加しており、インフレの激しさを物語っている。とくに歳出膨張の原因になったのは、終戦処理費と産業経済費である。終戦処理費（占領軍関連経費）は敗戦後財政を象徴する経費であるが、46、47年度には歳出の30%台を占め、48年度でも23%を占めていた⁵⁶⁾。また、産業経済費の歳出シェアは46年度16%、47

表17 日銀券発行経路の推移 (億円)

年度	1946	1947	1948
日銀券増加額 (A)	969	1,030	938
対政府 (B)	413	729	875
政府貸上金増	69	434	180
国債・短期証券増	431	376	1,165
対復金債 (C)	25	399	396
対民間 (D)	530	△98	△333
民間貸出増	233	88	111
国債・短期証券増	189	△114	△729
B/A (%)	43	71	93
C/A (%)	3	39	42
D/A (%)	54	△10	△36

注) 対政府、対民間の内訳では、預貯金増減その他の計上は省略している。
出所) 経済企画庁戦後経済史編纂室編 (1959), 89ページより作成。

56) 終戦処理費について詳しくは、『昭和財政史 終戦から講和まで』第5巻(歳計1)「終戦処理費」を参照のこと。

表18 一般会計歳出決算（目的別）の推移（％）

年度	1946	1947	1948	1949
国家機関費	4.4	8.8	11.3	9.1
地方財政費	5.8	12.2	11.2	10.1
防衛関係費	36.6	32.3	23.7	14.6
終戦処理費	32.9	31.2	23	14.2
国土保全及開発費	3.9	5.6	7.9	7.3
産業経済費	16.2	25.5	30.8	45.3
商工鉱業費	4.0	2.4	4.1	10.6
運輸経済費	1.4	8.9	10.0	1.9
物資及価格調整費	8.9	12.9	15.3	29.7
教育文化費	2.0	3.9	5.7	5.4
社会保障関係費	6.9	5.6	5.0	5.0
国債費	4.8	3.6	2.1	1.8
歳出合計	100.0	100.0	100.0	100.0
歳出総額（億円）	1,152	2,058	4,620	6,994

注) 歳出合計には、その他も含む。
出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計）、168-169ページより作成。

年度25%、48年度30%、49年度45%と顕著に上昇した。この産業経済費とは、経済復興・生産拡充のための企業・生産者への補助金や、消費者物価の上昇を抑制するための価格差補給金（生産者価格>消費者価格）であり、基本的にはインフレ対応の財政支出といってよい。

次に表19は1945~49年度の一般会計歳入決算額の推移を示している。公債及び借入金のシェアは46年度には戦時中と同様に37%を占めていたが、47年度以降には全く計上されていない。これは、前述の45年11~12月でのGHQ・大蔵省間の財政再建に関するやりとりの中で、政府の公債発行・借入金が原則として禁止されたことを反映している⁵⁷⁾。また、47年4月1日に施行された「財政法」第4条は公債発行・借入金を原則として禁止し、同第5条は公債発行の日本銀行引受も禁止しているが、この第4条、第5条の規定は48年度以降の会計年度の予算について適用されたのである⁵⁸⁾。

57) 1945年12月24日付「戦争利得の除去及び財政の再建に関する司令部覚書」（『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1）、517-519ページ）、参照。なお、1946年度改訂予算では公債金収入はゼロであったが、決算では455億円が計上されている。その内訳には、金融機関の損失補償に充当される補償公債210億円、復興金融金庫出資などに充当される復興公債金42億円があり、一般会計歳入補填のための公債金は193億円である。そしてその全額は終戦処理費の増加計上に見合う財源であった。（『昭和財政史 終戦から講和まで』第5巻（歳計1）、251-252ページ、参照。）

58) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第4巻（財政制度・財政機関）、173-176、182-183ページ、参照。もっとも、財政法第4条は「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければな

表19 一般会計歳入決算額の推移

(100万円)

年度	歳入合計 (A)	租税収入 (B)	公債及び借入金 (C)	B/A (%)	C/A (%)
1945	23,487	11,556	9,029	49.2	38.4
1946	118,899	37,438	44,500	31.5	37.4
1947	214,467	189,601	-	88.4	-
1948	508,038	447,746	-	88.1	-
1949	758,612	636,406	-	83.9	-

注) 租税収入には、専売納付金、印紙収入も含む。

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計)、306ページより作成。

さて、1947年度以降には確かに政府一般会計レベルでは国債発行や日銀借入は抑制されていたが、見逃せないのはその一方で政府事業・特別会計での国債発行、日銀借入や、年度内の資金繰り手段である短期証券の発行は、46年度以降一貫して増加していたことである。表20は新規国債の目的別発行額と引受先の推移(45~48年度)を示している。46年度は発行総額(交付国債を除く)258億円のうち、一般会計歳入補填139億円、政府事業(鉄道、通信)71億円であった。47年度以降は一般会計歳入補填目的の発行はなくなるが、政府事業のみで47年度101億円、48年度236億円の発行になっている。また、新規国債の日銀直接引受額も46年度211億円、47年度21億円になっていた。さらに、表21は政府の日銀からの新規借入金の推移(45~48年度)を示している。一般会計・特別会計を合計した借入金額は46年度82億円、47年度379億円、48年度130億円にのぼっている。とくに47年度以降はもっぱら特別会計による借入金であることがわかる。国債発行の日銀引受や政府の日銀借入金は、当然ながらその金額分だけ日銀券の増発になった。

次に表22は1945~48年度における政府短期証券の発行・償還・現在額と日銀保有額を示したものである。短期証券は特別会計の年度内の資金繰りのために発行される政府証券であり、数カ月ないし年度内に償還される。そのため、日銀券の増発には影響しないように思える。しかし、短期証券の日銀引受はその時点で日銀券増発になること、また発行規模が大きくなるに従い日銀保有額も増加せざるをえなくなっていた。表22によれば、短期証券の現在額は46年度309億円から48年度1207億円に増加し、日銀保有額も297億円から805億円に増加しており、それだけ日銀券が市場に多く滞留することになったのである⁵⁹⁾。

らない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。」と規定しており、公共事業費等の財源については公債発行・借入金も可能としていた。

59) この時期の短期証券でとくに重要だったのは食糧管理特別会計の発行する食糧証券であった。同特別会計の48年度歳入4625億円の内訳は、食糧売却代3047億円、一般会計繰入れ199億円、食糧証券収入1180億円であった(『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計)、220ページ、参照)。つまり、国民への食糧供給(米穀)確保と米価の逆ザヤ(生産者価格>消費者価格)を、短期証券という財政赤字でファイナンスしていたのであった。

表20 新規国債発行額（目的別）と引受先（100万円）

年度		1945	1946	1947	1948
発行総額		28,173	27,803	32,521	70,533
交付公債を除いた発行額		28,111	25,843	10,595	26,136
目的別	政府事業	859	7,152	10,120	23,674
	鉄道事業	859	5,237	7,553	14,955
	通信事業	-	1,898	2,567	8,719
	軍事関係	22,415	-	-	-
	歳入補填	4,700	13,985	-	-
	出資・融資	198	4,705	504	2,460
	交付公債	62	1,960	21,926	44,397
引受先	預金部	11,859	4,665	588	774
	日本銀行	16,252	21,178	2,125	-
	市中金融機関	-	-	7,909	21,102
	その他	-	-	21	4,258

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻(政府債務), 510-532ページより作成。

表21 政府の日本銀行からの新規借入金（億円）

年度	1945	1946	1947	1948
一般会計	-	30	70	-
特別会計	107	52	309	130
通信事業	-	7	43	33
国鉄事業	-	42	117	65
財産税等収入金	-	-	125	-
臨時軍事費	107	-	-	-
薪炭需給調節	-	3	5	-
合計	107	82	379	130

注) 特別会計は主な会計のみ計上した。合計には、その他の特別会計分も含む。

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻(政府債務), 548-549ページより作成。

さらに表23は復興金融金庫（復金）の主要勘定（1947年3月～50年3月）を示している。復金は日本経済復興のために産業企業・各種公団に資金融資をするため「復興金融金庫法」（1946年10月8日公布）に基づき設立された政府機関であり、47年1月より業務開始している⁶⁰⁾。復金の貸出額は47年3月の59億円から49年3月には1319億円へと増加している。本来、復金は政府出資の資本金を財源に融資する予定であったが、財政危機のために政府出資は進まず、政府払込資本金は49年3

60) 復興金融金庫の設立、活動内容については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第12巻(金融1)「政府関係金融」第1章、が詳しい。『日本銀行百年史』第5巻、102-104ページ、も参照。

表22 短期証券の発行・償還・現在額と日銀保有額 (億円)

年度	1945	1946	1947	1948
短期証券				
発行額	180	1,253	2,342	5,469
償還額	168	976	2,188	4,725
現在額	32	309	463	1,207
うち大蔵省証券				
発行額	5	725	953	890
償還額	5	480	1,141	947
現在額	-	245	57	-
うち食糧証券				
発行額	170	528	1,374	4,386
償還額	158	495	1,037	3,606
現在額	30	63	400	1,180
日銀保有額	7	297	359	805

注) 現在額、日銀保有額は年度末の数値。

出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻(政府債務), 557-559ページより作成。

表23 復興金融金庫の主要勘定 (100万円)

年月	貸出額	債券発行高	資本金	うち払込 資本金
1947年 3月	5,986	3,000	10,000	4,000
9月	28,102	25,900	55,000	4,000
1948年 3月	59,463	55,900	70,000	7,100
9月	91,951	69,000	135,000	25,000
1949年 3月	131,965	109,100	145,000	25,000
9月	110,062	73,100	145,000	46,888
1950年 3月	105,906	-	115,000	112,467

出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 565-567ページより作成。

月時点でも250億円にすぎなかった。その結果、復金の資金源はもっぱら復金債によって調達されており、復金債発行高は47年3月の30億円から49年3月の1091億円へと増大している⁶¹⁾。そして、表24によればこの復金債は46~48年度累計で1680億円発行されたが、そのうち日銀引受が1261億円、75%に達していた。このような復金債の日銀引受は、この期間の日銀券増発の主要要因になっていたのである⁶²⁾。

61) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第12巻(金融1), 676-677ページ, 参照。

62) 『日本銀行百年史』は、復金債の日銀引受が当時のインフレ進展の重要要因であったとして次のように

以上みてきたように敗戦直後の日本財政は、一方では激しいインフレによって絶えず財政危機に苦しんでいたが、他方では一般会計だけでなく特別会計・政府事業による国債・短期証券の発行や復金債の発行を日銀引受に依存し、様々な日銀借入金も利用することを通じて、日銀券の増発要因をつくりインフレを加速していたのである。

表24 復興金融金庫債券の発行額 (億円)

年度	発行額 (A)	発行時消化状況		B/A (%)
		日本銀行 (B)	市中金融・その他	
1946	30	27	3	90
1947	559	466	93	83
1948	1,091	768	323	70
総計	1,680	1,261	419	75

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 574-575ページより作成。

2) 国債負担問題の解消

ところで、戦後の激しいインフレの進行は、敗戦直後日本政府の最大の財政問題であった戦時国債累積の重圧を事実上解消してしまった。表25をみてみよう。国債現在額は1945年度末の1408億円から49年度末には3914億円に増加している。その一方で、名目国民総生産(GNP)はこの間のイ

表25 国民総生産(GNP)と国債額 (億円)

年度	GNP (A)	国債新規発行額 (B)	国債現金償還額	国債現在額 (C)	B/A (%)	C/A (%)
1944	745	308	7	1,076	41.3	144.4
1945	-	282	-	1,408	-	-
1946	4,740	278	0	1,731	5.9	36.5
1947	13,087	325	16	2,094	2.5	16.0
1948	26,661	705	36	2,804	2.6	10.5
1949	33,752	770	658	3,914	2.3	11.6

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 269, 307ページより作成。

総括している。「復興金融債券の本行引受がこの期間におけるインフレーション進展の重要な要因の一つとなったことは否定できない。たしかに「復金融資」は生産の回復、重要産業の再建に寄与したし、また当時の情勢のもとで復興金融債券のすべてを公募で賄うことは困難であったかもしれないが、発行額の大半が本行によって引き受けられるという安易な資金調達体制が持続したことは、同債券の発行条件の引上げによる市中消化への努力や政府払込みの促進努力を弱め、一方で通貨の増発を通じてインフレーションを進展させるとともに、他方融資に際して必要な厳しさを薄れさせる一因にもなったことは否定できないであろう。」(『日本銀行百年史』第5巻, 103ページ。)

表26 政府債務総額と実質債務額 (億円)

年度末	総額	長期債	短期債	借入金	一時借入金	卸売物価指数	実質債務額 (35年価格)
1935	105	98	4	2	-	1.00	105
1945	1,994	1,408	31	553	2	11.95	167
1946	2,653	1,731	309	597	15	24.23	109
1947	3,606	2,094	463	912	136	86.68	42
1948	5,244	2,804	1,207	907	325	197.0	27
1949	6,372	3,914	1,190	885	383	227.3	28
1950	5,540	3,414	1,181	870	75	334.7	17

注) 卸売物価指数は、日本銀行調べ、東京都、1934～36年平均=1.00。
出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計)、42-43、302ページより作成。

インフレの結果、44年度の745億円から49年度3兆3752億円へと45倍に膨張している。そのため、GNPに対する国債残高の比率は44年度末の144%から49年度末には11%へと著しく低下しているのである。さらに、インフレの結果として国債残高が大きくても、一般会計での国債費(利払い費+償還費)の負担も小さくなっていった。先の表18によれば、一般会計歳出に占める国債費のシェアは46年度4.8%から49年度1.8%に縮小していることがわかる。

また、国債(長期債)以外の短期債(短期証券)や借入金も含めた政府債務総額も、インフレ効果を考慮するとその実質的債務は縮小していた。表26によれば、名目の政府債務総額は1935年度105億円から45年度1994億円、49年度6372億円へと増加している。しかし、卸売物価指数(1934～36年平均=1.00)は45年度末11.95、49年度227.3へと上昇しており、1935年価格で評価した実質債務額は45年度167億円から、49年度末には28億円へと6分の1に縮小しているのである。

このように戦後インフレの結果として、戦時国債や政府債務の負担そのものは名目的なものとなり、事実上解消されてしまった。しかしながら、その一方で見逃せないのは、戦後インフレ高進の結果、国民の預貯金資産の実質的価値が喪失してしまったことである。国民は戦時中には、戦時国債消化と軍需産業融資向けの資金確保のために、国家資金動員計画の下で半ば強制的な貯蓄増強を課せられていた⁶³⁾。敗戦時の1945年8月現在では主要金融機関の預金総額は1954億円(うち銀行1119億円、預金部=郵便貯金430億円)であったが、その国債保有額も894億円(うち銀行413億円、預金部344億円)にのぼっていた⁶⁴⁾。しかし、敗戦後4年間での65倍の物価上昇という事実は、金融機関の保有する国債の資産価値をなくしただけでなく、それ以上に重大なのは国民が戦前から営々として築いてきた預貯金資産の実質的価値を奪ってしまったことである。

63) 戦時期の国民貯蓄増強については、関野満夫(2019)を参照されたい。

64) 大蔵省・日本銀行編『財政経済統計年報』昭和23年、332-333、336-337ページ、参照。

これに関しては、前述の金融緊急措置（1946年2月）によって実施された国民の預貯金封鎖（46年3月～48年7月）による影響が極めて大きい。預貯金封鎖によって国民は生活必要資金に関わる一定額しか預貯金から引き出せなくなってしまった。表27は全国銀行の預金残高（自由預金、封鎖預金）の推移を示している。46年3月時点には銀行預金総額1357億円のうち945億円（69.6%）が封鎖された。その後、引き出し制限の一定の緩和もあったが、47年12月でも642億円（当初預金の47.3%）が封鎖のままであった。この間の卸売物価指数が7.0倍（46年3月：11.95→47年12月：83.37）であったことを考えれば、国民の銀行預金資産は大幅に目減りしてしまったのである。確かにインフレによって、銀行・金融機関の保有する国債資産価値も大幅に目減りしたが、そのツケは最終的には預金資産の目減りとして国民に回されたといつてよいであろう⁶⁵⁾。

表27 全国銀行の預金残高 (億円)

年月	総額	自由預金	第1封鎖預金	第2封鎖預金	特殊預金	(参考) 卸売物価指数
1946年3月	1,357	145	945	-	267	11.95
12月	1,448	397	825	209	16	22.49
1947年6月	1,548	790	588	169	1	32.87
12月	2,343	1,701	497	145	0	83.37
1948年3月	2,571	2,200	317	54	0	86.68

注) 卸売物価指数は1934～36年平均 = 1

出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第12巻（金融1）、129ページ、同第19巻（統計）、42ページより作成。

3) インフレ下の国民負担

さて、戦後インフレの高進は、国民の預貯金の資産価値を奪っただけではない。インフレ下においては国民の生活困難が続く中で、租税負担の一層の拡大がもたらされたのである。

まず、インフレ・物価上昇の現実を再度確認しておこう。前述のように、卸売物価指数は敗戦後の4年間（45年8月→49年12月）で実に65倍（表16）も上昇していた。しかし、第1節でも述べたように、これは基本的には政府公定価格（配給制度）の水準である。国民は戦時中から続く配給制度による食料・物資では生活が困難であり、自由市場（闇市場）の利用が不可欠であった。そして、その自由物価（闇物価）の水準は表28によれば、①46年、47年でも公定価格の10倍前後に達していたこと、②自由物価それ自体も戦後4年間（45年9月→49年6月）で8倍も上昇していたこと、③自由物価が公定価格とほぼ同水準になるのは50年に入ってからのものであった、ことがわかる。

そして、敗戦後のインフレと経済危機・財政危機の中で、国民の租税負担率も極めて高くなっていった。表29は国民総生産（GNP）に対する租税負担額の比率を示している。ここからは次のこと

65) 岡崎・吉川（1993）、71-72ページも参照。

表28 自由物価（闇物価）指数の推移（東京・消費財）

年月	自由物価指数 (1945年9月=100)	自由物価 ／公定価格（倍）
1945年12月	128	29.7
1946年6月	201	14.5
12月	222	7.1
1947年6月	419	11.0
12月	558	5.2
1948年6月	760	7.3
12月	769	2.9
1949年6月	801	2.6
12月	655	1.8
1950年6月	480	1.3

注) 日本銀行調べ。
出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 64-65
ページより作成。

がわかる。①戦時中には戦費調達のために所得課税・消費課税が大増税されており、租税負担率は1937年度の10.3%から44年度には18.4%へと上昇している⁶⁶⁾。②戦後の46年度には一般会計の公債・借入金依存度が高かった(37%)こともあって、租税負担率は8.7%(国税7.9%)という水準であった。③しかし、47年度以降になると租税負担率は急上昇しており、49年度には戦時中以上の23.1%(国税18.9%)に達している。④そして、戦後の租税負担率の上昇はもっぱら国税負担率の上昇によってもたらされていた。

このように、国民は敗戦後とくに1947年度以降になって戦時中以上の租税負担とくに国税負担にも苦しむことになった。この背景には、政府は一般会計においては、一方では敗戦後特有の財政需要(終戦処理費=占領軍経費負担, 産業経済費=生産回復のための補助金と価格差補給金)がインフレ下で膨張したこと(表18参照), 他方では47年度以降には赤字国債・借入金に依存できない財政運営が不可避となり、もっぱら租税収入(専売納付金を含む)によってその財源を調達しなければならなくなったこと(表19参照), がある。そこで次に、敗戦後の租税とくに国税負担の実態についていまま少し検討してみよう⁶⁷⁾。

表30は政府一般会計の租税・専売納付金収入の推移(1944~50年度)をみたものである。同表によると次のことが判明する。第1に、一般会計の租税・専売納付金収入額は46年度の374億円から49年度の6364億円へと17倍に増大している。インフレ下において大規模な増税・増収がなされたこ

66) 戦時期の所得課税, 消費課税の増税・負担増大の経緯については, 関野満夫(2017a)(2017b)を参照されたい。

67) 敗戦後各年度の増税(税制改正)について詳しくは、『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻(租税1), 参照のこと。

表29 国民総生産（GNP）に対する租税負担額の比率（億円）

年度	GNP (A)	租税 (B)	うち 国税 (C)	B/A (%)	C/A (%)
1937	234	24	18	10.3	7.7
1940	394	50	42	12.7	10.7
1944	745	137	129	18.4	17.3
1945	-	125	116	-	-
1946	4,740	412	374	8.7	7.9
1947	13,087	2,098	1,896	16.0	14.5
1948	26,661	5,255	4,477	19.7	16.8
1949	33,752	7,788	6,364	23.1	18.9
1950	39,467	7,591	5,708	19.2	14.5
1955	72,985	13,184	9,369	14.9	10.6

注) 国税には専売納付金及び特別会計の諸税を含む。ただし財産税等収入金特別会計の租税は含まない。
出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計）、269ページより作成。

とがわかる。

第2に、国税の所得課税（個人所得税、法人所得税）のうち、敗戦後には法人所得税のシェアが激減していることである。戦時中の44年度には法人所得税（法人税、臨時利得税）は租税・専売納付金収入の30%を占めていたが、46～49年度には4～9%に低下している。これはいうまでもなく、敗戦後の軍需生産の消滅と生産停滞・経済混乱によるものである。

第3に、それとは反対に、所得課税の中でも個人所得税のシェアは戦時中よりも高くなっている。所得税のシェアは44年度には31%であったが、戦後になると所得税・増加所得税のシェアは46年度32%から47～49年度には44%前後に上昇している⁶⁸⁾。敗戦後の所得課税はもっぱら個人所得税の増税・増収によって担われていたのである。

第4に、大衆負担の消費課税の負担も大きくなった。酒税と専売納付金（たばこ事業＝たばこ税）のシェアをみてみよう。両者の合計収入のシェアは44年度には16%であったが、46年度には26%、47～49年度には32～37%の水準に上昇している。いうまでもなく酒税と専売納付金（たばこ税）は大衆負担となる代表的な消費課税であった。敗戦後には、一般会計の財源確保のために消費課税の増税・増収を通じて大衆負担の強化がなされたのである。なお、戦時期には導入されなかった一般消費税（売上税）たる取引高税が48、49年度の2年間だけだが課税されていたことも注目される⁶⁹⁾。

68) 増加所得税とは、申告所得税の課税方式が1947年度から前年度所得額から当年度所得額に変更されるに伴い、課税できなかった46年度分所得に課税した臨時的な所得税である。（『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1）、224-236ページ、参照。）

69) 敗戦後の消費課税の構造と負担問題については、林栄夫（1958）第1部第3章、参照。

表30 一般会計の租税・専売納付金収入の推移 (億円)

年度	1944	1946	1947	1948	1949	1950
租税	117	301	1,475	3,458	5,182	4,564
所得税 (B)	40	122	793	1,908	2,788	2,201
増加所得税 (B)	-	-	59	56	1	-
法人税 (C)	13	13	72	279	612	837
臨時利得税 (C)	26	13	5	2	0	-
酒税 (D)	9	24	275	548	833	1,054
織物消費税	1	12	33	115	134	1
物品税	10	23	84	175	208	165
取引高税	-	-	-	208	337	7
専売納付金 (D)	12	73	421	1,019	1,182	1,144
合計 (A)	129	374	1,896	4,477	6,364	5,708
B/A (%)	31.0	32.6	44.9	43.9	43.8	38.6
C/A (%)	30.2	7.0	4.1	6.3	9.6	14.7
D/A (%)	16.3	25.9	36.7	35	31.7	38.5

注) 租税にはその他の税と印紙収入を含む。

出所) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 165, 258-259ページより作成。

さて、ここで最後に敗戦後の所得税負担について簡単に確認しておこう。所得税では戦時中すでに1940年税制改革を通じて、所得税納税人員の増大、分類所得税と総合所得税の二本立てによる大衆課税と累進的負担による負担拡大がみられていた⁷⁰⁾。敗戦後になると、47年度より分類所得税が廃止され、総合所得税(税率20~85%)のみの課税方式になるが、所得税負担の拡大傾向は続いた⁷¹⁾。例えば、所得税の納税人員は40年度535万人、45年度1113万人から、47年度1885万人、49年度1912万人へと増加している。また全体の所得税負担率(所得税額/課税所得金額)も40年度10.7%、45年度16.2%から、敗戦後には46年度17.0%、47年度21.1%、48年度15.6%、49年度22.3%へと上昇していたのである⁷²⁾。

それでは、所得税の負担構造はどうなっていたのであろうか⁷³⁾。表31、表32は申告所得税の負担構造(1947年度、49年度)を示している⁷⁴⁾。この二つの表によれば次のことがわかる。第1に、当

70) 戦時期の所得税の増税と負担実態については、関野満夫(2017a)、参照。

71) 1947年度の所得税制改正については、『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻(租税1)第5章、第6章、を参照。

72) 『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計)、272ページ、参照。納税人員は45年度までは分類所得税の、47年度以降は源泉所得納税者と申告所得納税者の単純合計。

73) 1947~49年度の所得税の負担構造については、林栄夫(1958)、85-104ページも参照のこと。

74) 所得税には給与所得などの源泉所得税と農家・自営業などの申告所得税があるが、1949年度には申告

時のインフレ進行の激しさである。47年度には納税者総数729万人のうち所得階級5万円未満層が577万人で全体の79%を占めていたが、49年度には同階級は8%にすぎない。これはこの間のインフレを背景に納税者の名目所得も増加したことを反映している。また、100万円超の最高所得層の人員数も47年度2.0千人から、49年度9.9千人へと5倍に増加している。

第2に、所得税での相当な累進的負担も確認できる。所得階級別の負担率（税額／所得額）は、47年度では18%（5万円未満層）～77%（100万円超層）であり、49年度でも11%（5～10万円層）～64%（100万円超層）であった。また両年度とも所得上位層が所得税額の大半を負担していた。47年度では所得5万円超層（納税者数の上位21%）は所得額の46%を占め、所得税額の67%を担っていた。49年度でも所得15万円超層（納税者数の上位23%）が所得額の47%を占め、所得税額の67%を担っていた。

第3に、しかし、低中所得層の所得税負担率が低かったとはいえない。47年度では所得5万円未満層（納税者数の中下位79%）の平均負担率は17.8%であり、49年度では所得5～10万円層（納税者数の中下位46%）の平均負担率は11.5%、所得10～15万円層（納税者数の中位22%）の平均負担率は19.9%に達していたのである。戦前直近で第3種所得税の所得階級別負担率が計算できる1939年度の数値では、納税者数140.3万人の中下位66%を占めた所得階級（年間所得2千円未満）の平均負担率が1.4～2.0%であったことと比較しても⁷⁵⁾、47年度、49年度の負担率は相当に高いといつてよい

表31 申告所得税の所得階級別負担構造（1947年度）

所得階級 (万円)	人員 (千人)	所得 (百万円)	税額 (百万円)	負担率 (%)	人員のシェア (%)	所得シェア (%)	税額のシェア (%)
～5	5,776.90	165,536	29,462	17.8	79.23	53.4	32.9
5～10	1,113.80	76,536	24,364	31.8	15.28	24.7	27.2
10～15	269.9	30,742	13,134	42.7	3.70	9.9	14.7
15～20	59.6	10,402	5,419	52.1	0.82	3.4	6.1
20～30	44.7	11,186	6,367	56.9	0.61	3.6	7.1
30～50	17.3	6,903	4,475	64.8	0.24	2.2	5.0
50～100	6.7	4,753	3,410	71.7	0.09	1.5	3.8
100～	2.0	3,742	2,881	77.0	0.03	1.2	3.2
合計	7,290.9	309,770	89,512	28.9	100	100	100

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 273ページより作成。

所得税は所得税納税者数の39.8%、所得税額の76.6%を占めていた。(『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 272-273ページ, より計算.)

75) 関野満夫(2017a), 参照。

表32 申告所得税の所得階級別負担構造（1949年度）

所得階級 (万円)	人員 (千人)	所得 (百万円)	税額 (百万円)	負担率 (%)	人員のシェア (%)	所得のシェア (%)	税額のシェア (%)
～5	670.4	23,633	741	3.1	8.81	2.4	0.3
5～10	3,510.60	272,267	31,258	11.5	46.13	28.1	13.6
10～15	1,654.50	217,019	43,287	19.9	21.87	22.4	18.9
15～20	805.6	143,877	36,239	25.2	10.59	14.9	15.8
20～30	675.7	165,349	50,815	30.7	8.88	17.1	22.2
30～50	207.2	83,185	33,728	40.5	2.72	8.6	14.7
50～100	66.0	44,274	21,772	49.2	0.87	4.6	9.5
100～	9.9	17,929	11,505	64.2	0.13	1.9	5.0
合 計	7,609.9	967,533	229,345	23.7	100.00	100.0	100.0

出所)『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻(統計), 273ページより作成。

であろう。

以上みてきたように、敗戦後数年間において日本国民はインフレと食料・生活物資の不足による生活困難だけではなく、所得税や消費課税を通じた租税負担の重さにも苦しむことになった。確かに当時の所得税には累進的負担の実態もあったが、その一方で低所得層での所得税負担も相当に重課されていたのである。

おわりに

膨大な戦時国債残高と戦時補償債務という敗戦直後の日本財政の重荷は、激しいインフレと戦時補償打切りを通じて結局は解消されてしまった。だが、この戦争財政の後始末の過程は、国民にとっては激しいインフレによる生活困難と所得税・消費課税の負担増加だけでなく、預貯金資産の実質的価値喪失という大きな痛みを伴うものであった。

日中戦争・アジア太平洋戦争期の戦争財政を通じて、すでに国民は所得税と各種消費課税の重税を課せられただけでなく、国債消化と産業資金確保(軍需生産拡大)のための貯蓄増強を強制されていた。敗戦によって戦争財政は終結し、戦争遂行のための国民負担の必要性はなくなった。しかし、本稿で明らかにしたように、敗戦後での戦争財政の後始末の過程において、国民はさらなる経済的負担を強いられることになった。その意味では1945～49年の敗戦後5年間の日本財政は、日中戦争・アジア太平洋戦争の後始末のための財政であり、戦争財政の一環として総括し、考えるべきなのである。

参考文献

- 大蔵省財政史室編（1976）『昭和財政史 終戦から講和まで』第12巻（金融1），東洋経済新報社
- （1977a）『昭和財政史 終戦から講和まで』第4巻（財政制度・財政機関），東洋経済新報社
- （1977b）『昭和財政史 終戦から講和まで』第5巻（歳計1），東洋経済新報社
- （1977c）『昭和財政史 終戦から講和まで』第7巻（租税1），東洋経済新報社
- （1978）『昭和財政史 終戦から講和まで』第19巻（統計），東洋経済新報社
- （1981）『昭和財政史 終戦から講和まで』第17巻（資料1），東洋経済新報社
- （1983）『昭和財政史 終戦から講和まで』第11巻（政府債務），東洋経済新報社
- （1998）『大蔵省史』第3巻，大蔵財務協会
- 大蔵省昭和財政史編集室編（1955）『昭和財政史』第4巻（臨時軍事費），東洋経済新報社
- 大蔵省・日本銀行（1948）『財政経済統計年報』昭和23年
- 岡崎哲二・吉川洋（1993）「戦後インフレーションとドッジ・ライン」香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革』東京大学出版会
- 加藤三郎（1976）「戦後財政の出発点」大内力編『現代資本主義と財政・金融1 国家財政』東京大学出版会
- 金融財政事情研究会編『戦後財政史口述資料』第3冊，租税
- 黒田昌裕（1993）「戦後インフレ期における物価・物資統制」香西泰・寺西重郎編『戦後日本の経済改革』東京大学出版会
- 経済企画庁戦後経済史編纂室編（1959）『戦後経済史 3 財政金融編』（1992年復刻版）
- 鈴木武雄（1952）『現代日本財政史』第1巻，東京大学出版会
- （1956）『現代日本財政史』第2巻，東京大学出版会
- （1960a）『現代日本財政史』第3巻，東京大学出版会
- （1960b）『現代日本財政史』第4巻，東京大学出版会
- 関野満夫（2017a）「日本の戦時財政と所得課税」中央大学『経済学論纂』第57巻第3・4合併号
- （2017b）「日本の戦時財政と消費課税」中央大学『経済学論纂』第58巻第1号
- （2019）「日本の戦費調達と国債」中央大学『経済学論纂』第60巻第2号
- 武田隆夫（1949）「戦時戦後の財政政策」『戦後日本経済の諸問題』（東京大学経済学部創立三十周年記念論文集 第二部）所収
- 西村吉正編（1994）『復興と成長の財政金融政策』大蔵省印刷局
- 日本銀行調査局（1947）「昭和二十年八月より昭和二十一年十二月に至る我国経済事情」『日本金融史資料 昭和統編』第1巻，1978年
- （1948）「我国戦後財政の分析（第一部）」『日本金融史資料 昭和統編』第12巻，1982年
- 日本銀行百年史編纂委員会編（1985）『日本銀行百年史』第5巻
- 林栄夫（1958）『戦後日本の租税構造』有斐閣
- 原薫（1997）『戦後インフレーション 昭和20年代の日本経済』八潮社
- （中央大学経済学部教授 博士（経済学））